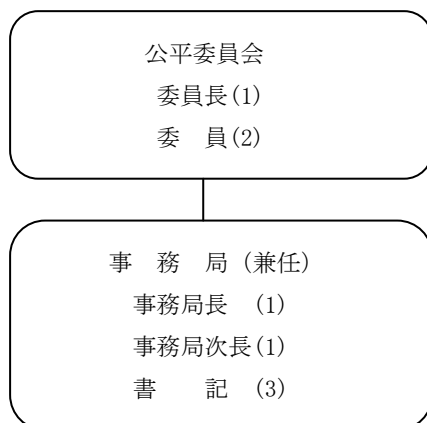


淡路公平委員会

代表者	委員長 木村 俣 康
所在地	〒656-0021 洲本市塩屋1丁目2番32号（淡路消防ビル内） TEL(0799)24-4770 FAX(0799)24-3516
設置根拠	地方自治法第180条の5 ※公平委員会は、地方自治法の規定に基づき設置される地方公共団体の執行機関で、3人の委員からなる合議制機関であり、自らの責任において行政の一部を担当し、執行する行政委員会
権能	公平、公正な行政を確保するために必要なものとして、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置及び職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずる。
事務	① 職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を講じること。 ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること ③ 職員の苦情を処理すること ④ その他、法律に基づき、その権限に属することとされた事務
定数	3人
選任方法	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的・能率的な行政運営に理解があり、人事行政に識見を有する者のうちから議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する。
任期	4年
身分	非常勤の特別地方公務員
組織	



財政

予算規模 (単位：千円)

区分	平成23年度	平成22年度
市分担金	662	769
繰越金	500	400
諸収入	1	1
合計	1,163	1,170